別表第八の二（第八十八条関係）　（昭三三運令一一・全改、昭四〇運令六・昭五五運令一八・平一一運令一一・一部改正）

国の所有に属する自衛力支援船舶等に備え付ける書類

艦船等国籍証書

第　　号

名称	
船質	
全長	
最大幅	
最大喫水	
排水量	
機関の種類及び数	
搭載人員	

本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。

令和　年　月　日

日本国政府防衛省

備考

一　陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下同じ。）であつて、「喫水」の定めのない場合にあつては、「喫水」に代えて「深さ」と記載するものとする。

二　陸上自衛隊の使用する船舶であつては、「排水量」に代えて「総トン数」と記載するものとする。

三　海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶であつて、排水量の定めのない場合にあつては、「排水量」に代えて「載貨重量」と記載するものとする。

四　この書式の大きさは、日本産業規格A列5番とする。